

～金融円滑化法対応～

金融機関が納得する 経営改善計画書のポイントとは！

平成 25 年 3 月末に金融円滑化法が終了します。この金融円滑化法が終了すればどうなるのか？企業の資金繰りは？なぜ経営改善計画書が必要なのか？

本セミナーでは、金融円滑化法の流れから経営改善計画書作成のポイントについて解りやすく説明を行います。

【 セミナーの内容(予定) 】

○中小企業金融円滑化法の現状と今後

- ・金融円滑化法のポイントと金融庁の動き
- ・H23.4 月の金融庁監督指針の衝撃
- ・条件変更、返済猶予のポイント

○経営改善計画書の策定方法

- ・効果的な経営改善計画書
- ・計画書事例
- ・金融円滑化法の注意事項

◇日 時 平成 24 年 **12 月 14 日 (金)** 14:00～2 時間

◇会 場 **有田町生涯学習センター北館** 3 階 会議室

◇講 師 MF ホールディングアーツ株式会社 **相川 清 氏**

<プロフィール>

S 44 年佐賀県武雄市生まれ。

H3 年大学卒業後、三菱電機株式会社九州支社電力部にて九州電力向け発変電機器の電力営業に従事。

H11 より福岡市内の独立系経営コンサルティング会社に入社し、H15 年常務取締役 H16 年代表取締役社長に就任。在任中、年商 10 億～100 億規模の中小企業の財務体質改善や事業構造改革のコンサルティングに従事。H17 年MF ホールディングアーツ株式会社を設立し、代表取締役に就任。

経済産業省キャリア教育事業研究員兼コーディネーター、社団法人全日本能率連盟マスターマネジメントコンサルタント著書：『財務改善で会社のすべてを変える 45 の鉄則（経営改善計画書作成マニュアルブック）』（H23.1 月刊行）

◇定 員 30 名（※申込受付先着順とさせていただきます。）

◇申込方法 下記の受講申込書に必要事項をご記入の上、ご持参又は、F A X でお申込みください。

◇お問合せ 有田商工会議所 電話 0955-42-4111 担当：副島

----- 受講申込書 -----
有田商工会議所 行 (FAX 0955-42-4114)

会社名		電話番号	-
住所			
受講者名			

※ご記入いただいた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供に利用することがあります。